

高額療養費制度の改正について

高額療養費制度は、令和 8 年 6 月 5 日公布の「健康保険法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 31 号)」に基づき、令和 8 年 8 月 1 日から改正されます。

【法改正後のポイント】

1. 自己負担限度額の変更
2. 年間上限額の新設

法改正後の具体的な自己負担限度額及び年間上限額については、以下表のとおりとなります。

70 歳未満の方 く 内は多数回該当※1 の場合

	被保険者の所得区分	自己負担限度額	年間上限額※4
ア	標準報酬月額 83 万円以上	270,300 円+ (総医療費※2-901,000 円)×1% 〈140,100 円〉	168 万円
イ	標準報酬月額 53～79 万円	179,100 円+ (総医療費-597,000 円)×1% 〈93,000 円〉	111 万円
ウ	標準報酬月額 28～50 万円	85,800 円+ (総医療費-286,000 円)×1% 〈44,400 円〉	53 万円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	61,500 円 〈44,400 円〉	53 万円※5
オ	低所得者※3	36,900 円 〈24,600 円〉	29 万円

※1 療養を受けた月以前の 1 年間に、高額療養費に該当した月が 3 カ月以上ある場合、4 カ月目から「多数回該当」となり、く 内の金額が自己負担限度額となります。

※2 保険適用される診療費用の総額(10 割)です。

※3 被保険者が住民税非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方。

※4 毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 カ月間の合計となります。

※5 標準報酬月額が 15 万円以下であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用します。

70～74 歳の方 〈 〉内は多数回該当の場合

被保険者の 所得区分	自己負担限度額			
	個人単位(外来)		世帯単位(入院・外来)	
	月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額
現役並み所得者 標準報酬月額 83 万円以上	—	—	270,300 円+ (総医療費-901,000 円)×1% 〈140,100 円〉	168 万円
現役並み所得者 標準報酬月額 53～79 万円	—	—	179,100 円+ (総医療費-597,000 円)×1% 〈93,000 円〉	111 万円
現役並み所得者 標準報酬月額 28～50 万円	—	—	85,800 円+ (総医療費-286,000 円)×1% 〈44,400 円〉	53 万円
一般 標準報酬月額 26 万円以下	22,000 円	216,000 円	61,500 円 〈44,400 円〉	53 万円※8
低所得者Ⅱ※6	11,000 円	96,000 円	25,700 円 〈24,600 円〉	29 万円
低所得者Ⅰ※7	8,000 円	—	15,700 円	18 万円

- ※6 被保険者が住民税非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方。
- ※7 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方。
- ※8 標準報酬月額が 15 万円以下であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用します。

照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	—
備 考	高額療養費制度の改正を含む、「健康保険法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 31 号)」についての概要は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。